# 料金改定時期等予定一覧

※指定管理施設は指定管理者更新時期

## 令和９年４月改定

| | 区分 | 項目等 |
|---|---|---|
| 1 | 手数料 | 手数料条例・手数料条例施行規則 |
| 2 | 使用料/直営施設 | 生活館 |
| 3 | 使用料（手数料含）/直営施設 | テクノセンター |
| 4 | 使用料/直営施設 | 勇払公民館 |
| 5 | 使用料/直営施設 | 美術博物館 |
| 6 | 使用料/直営施設 | 勇武津資料館 |
| 7 | 使用料/直営施設 | ふるさと農園（沼ノ端・錦岡） |

## 令和10年４月改定

| | 区分 | 項目等 |
|---|---|---|
| 1 | 使用料/指定管理施設 | 沼ノ端交流センター |
| 2 | 使用料/指定管理施設 | 緑ケ丘公園 |
| 3 | 使用料/指定管理施設 | ハイランドスポーツ |
| 4 | 使用料/指定管理施設 | 緑ケ丘野球場 |
| 5 | 使用料/指定管理施設 | 清水野球場 |
| 6 | 使用料/指定管理施設 | 緑ケ丘公園庭球場 |
| 7 | 使用料/指定管理施設 | 緑ケ丘公園サッカー場 |
| 8 | 使用料/指定管理施設 | 緑ケ丘公園陸上競技場 |

## 令和11年４月改定

| | 区分 | 項目等 |
|---|---|---|
| 1 | 使用料/指定管理施設 | 日新温水プール |
| 2 | 使用料/指定管理施設 | 白鳥アリーナ |
| 3 | 使用料/指定管理施設 | 沼ノ端スポーツセンター |
| 4 | 使用料/指定管理施設 | 錦大沼公園 |
| 5 | 使用料/指定管理施設 | 錦大沼公園オートリゾートセンターハウス |
| 6 | 使用料/指定管理施設 | 錦大沼公園温浴施設 |
| 7 | 使用料/指定管理施設 | 錦大沼公園オートキャンプ場 |
| 8 | 使用料/指定管理施設 | 錦大沼公園青少年キャンプ場 |
| 9 | 使用料/指定管理施設 | サンガーデン |
| 10 | 使用料/指定管理施設 | 新ときわスケートセンター |
| 11 | 使用料/指定管理施設 | 沼ノ端スケートセンター |
| 12 | 使用料/指定管理施設 | 市民活動センター<br>（社会福祉センター・男女平等参画推進センター） |
| 13 | 使用料/指定管理施設 | まちなか交流センター |
| 14 | 使用料/指定管理施設 | 樽前交流センター |
| 15 | 使用料/指定管理施設 | 文化交流センター |

# 料金改定時期等予定一覧

※指定管理施設は指定管理者更新時期

## 令和11年４月改定（つづき）

| | 区分 | 項目等 |
|---|---|---|
| 16 | 使用料/指定管理施設 | 大成児童センター |
| 17 | 使用料/指定管理施設 | あさひ児童センター |
| 18 | 使用料/指定管理施設 | 住吉児童センター |
| 19 | 使用料/指定管理施設 | 沼ノ端児童センター |
| 20 | 使用料/指定管理施設 | 錦岡児童センター |
| 21 | 使用料/指定管理施設 | 日新児童センター |

## 令和12年４月改定

| | 区分 | 項目等 |
|---|---|---|
| 1 | 使用料/指定管理施設 | 植苗ファミリーセンター |
| 2 | 使用料/指定管理施設 | 北光未来の森公園（農園） |

## 令和13年４月改定

| | 区分 | 項目等 |
|---|---|---|
| 1 | 使用料/指定管理施設 | 日吉体育館 |
| 2 | 使用料/指定管理施設 | 総合体育館 |
| 3 | 使用料/指定管理施設 | 川沿公園体育館 |
| 4 | 使用料/指定管理施設 | 豊川コミュニティセンター |
| 5 | 使用料/指定管理施設 | 沼ノ端コミュニティセンター |
| 6 | 使用料/指定管理施設 | のぞみコミュニティセンター |

## 令和14年４月改定

| | 区分 | 項目等 |
|---|---|---|
| 1 | 使用料/指定管理施設 | 矢代スポーツセンター |

# 使用料・手数料の見直し（案）について

総務委員会資料

## 現状と他都市の状況

### ■　使用料（体育館の場合）

■基準管理費の比較　※３館合計（総合体育館・日吉体育館・川沿公園体育館）

平成24年度：127,257千円　⇆　令和8年度：169,276千円

▶＋42,019千円（＋33.0%）

■苫小牧市体育館条例　別表１　（単位：円）

| | 現行 | |
|---|---|---|
| 使用料の区分 | 大学生・一般 | 高校生<br>高等専門学校学生 |
| 普通使用料 | 100 | 50 |
| 回数使用料 | 1,000 | 500 |

■道内他都市の状況（個人使用料一般（大人））

| 札幌市 | 函館市 | 旭川市 | 釧路市 | 帯広市 | 北見市 |
|---|---|---|---|---|---|
| 430 | 400 | 220 | 690 | 280 | 360 |

### ■　手数料（住民票の写しの場合）

$$\frac{\text{（人件費+物件費）}}{\text{年間発行件数}} = \text{1件当たりの発行費用}$$

■窓口サービス課が所管する証明1件当たりの費用の比較（消費税除く）

平成26年度：419円　⇆　令和７年度：1,175円

▶+756円（＋180.4%）

■苫小牧市手数料条例　別表１　（単位：円）

| | 発行方法 | 現行 |
|---|---|---|
| 住民票の写し | 窓口 | 300 |
| | コンビニ等 | 250 |

■道内他都市の状況　※（　）内はコンビニ等による発行料金

| 札幌市 | 函館市 | 旭川市 | 釧路市 | 帯広市 | 北見市 |
|---|---|---|---|---|---|
| 400<br>(200) | 300<br>(300) | 350<br>(300) | 350<br>(350) | 200<br>(200) | 350<br>(250) |

## 今後のスケジュール（案）

